

10. 秘密結社及びその他の社会集団

OGBONI SOCIETY

10.01 Canadian Immigration and Refugee Board (IRB)の Research Directorate は Ogboni Society について出身国情報調査に対する 2005 年 7 月 12 日付けの回答を公表した。同調査はナイジェリア出身の政治科学教授と米国人の人類学準教授に Ogboni Society について助言を求めた。IRB の調査回答によれば、

「Ogboni をどう説明するかについて政治科学教授が述べたところによると、Ogboni 『協会』の構成員は所属組織が『カルト』又は『秘密結社』と呼ばれることに憤慨しており、Masons と同様の『ロッジ』であると名乗る習慣があう(13 Apr. 2000)。人類学教授によれば、ナイジェリアの Ogboni はナイジェリア国民から『秘密結社』と呼ばれることが多いが、当の Ogboni 構成員は商業や婚姻問題等において相互扶助を実現する『社交クラブ』を自称するのが習わしである (14 Apr. 2000)...米国を拠点とする学者によれば、構成員が秘密厳守を誓う祭の Ogboni 式儀式についてはわかっていない。同人類学教授が他の類似する集団の知識を踏まえて述べたところでは、入会議式には神秘的要素や『ある種の身体的変容』が含まれることもある(14 Apr. 2000)。

「人類学教授によれば、ナイジェリアの一般市民は構成員との間に問題が起きる場合でも、Ogboni society と接触する可能性は低い(同上)。同教授の話では、ナイジェリア国民はこの協会を恐れており、構成員は妖術を使って目的を果たすことができると信じている。しかし、同教授の知る範囲では、この協会の構成員が大学を拠点とするカルト集団に見られるような暴力的手段行使した事例は確認されていない。しかし、一部の国民の間では、大学を拠点とするカルト集団は Ogboni 等の組織に加盟者を送り込む経路であると信じられている(同上)。

「米国を拠点とする学者の意見では、入会金は極めて高額であり、構成員は入会前に相応の金額を準備することになっており、簡単に入会を申請することはできない。同人類学教授の理解では『カネと人脈』を持つ者であれば、構成員として周知の個人に入会への関心を意思表示することが可能で、一般的には構成員は同集団への所属を秘密にすることはない (14 Apr. 2000)。構成員はその後この話を Ogboni society に伝え、そこで関心を示す個人の入会資格について決定が下される(同上)。両学者の話しでは、家族の人脈が入会資格に役立つこ

ともあるが、政治科学教授は友人を介した勧誘の方が多いと述べている (13 Apr. 2000)。

「両学者が強く主張したところでは、Ogboni 構成員はナイジェリアの大手金融機関の職員で構成され、財政状況及び/又は資金力向上に有用な人物と接触する意図で、構成員は頻繁に人脈形成手段に利用される。政治科学教授の話では、構成員を Ogboni に『惹きつけるのは利益と特権』である(13 Apr. 2000)。一方、人類学教授によれば、この集団は社交クラブであると同時に、構成員を利用してナイジェリアの世情を金持ちと権力者に有利にしようとする『強制執行機関』の役割も果たしており(14 Apr. 2000)...組織の『強制執行』的側面は、この協会が内部の不一致を解決するだけでなく、構成員が協会の規定された行動に従うようにするための裁決手段に利用されている。しかし同教授によれば、構成員は非構成員に関する Ogboni 問題については論じていないため、この規定される行動が何かに関する情報を得ることはできなかった(同上)。」 [38a]

10.02 Ogboni society への強制入会の問題について IRB の調査回答がのべたところによれば、

「Ogboni society への強制入会の可能性について政治科学教授は、知る限りでは最近では強制入会の事例はなかったと述べた (13 Apr. 2000)...一方、人類学教授によれば、個人を強制入会させる可能性は考えられるが、よくあることではないだろうということだった(14 Apr. 2000)。同氏によると、両親が構成員である場合は、その子供も入会する可能性が高い(同上)...同人類学教授が補足したところでは、Ogboni は通常子供を構成員に入会させることはない(14 Apr. 2000)。構成員は通常、配偶者及び子供の有無を考慮した上で年長者又は成人とみなされる個人に入会を勧めるのが慣例であった。この条件は個人が『完成された人間』になることを示す指標だからである(同上)。

「人類学教授はまた、この協会が入会を希望しない個人を積極的に追求する可能性について考えられる事例を説明した (同上)。例えばある個人の(両)親がその子供を出生前に協会に『献上』した場合は、協会は親の約束を確実に果たす意図で、その個人を追求し強制入会させた事例があった。教授の話では、出生前に献上された個人は(両)親 が Ogboni 構成員であることに気付かないこともある。その個人が入会する心構えができたとみなされるまで協会からは接触しないこともある。これは 30 歳、場合によっては 40 歳でもあり得るという。同氏の補足によれば、同氏がナイジェリアで同居していた Ogboni 構成員は 30 歳代になって初めて入会したということである。」 [38a]

学生の秘密カルト集団

10.03 ナイジェリア政府の暴力行為と腐敗に関する HRW 2007 報告書によれば、

「ナイジェリアの悪名高き『カルト』組織はこれまでと毛色の異なる武装集団で、初めは大学の温和な交友クラブであった。初めて世間の目に触れたのは、後のノーベル賞受賞者 Wole Soyinka を含む Ibadan 大学の学生集団 が **Pirates Confraternity** と呼ばれる交友クラブを組織した 1952 年で、この集団はそれ以降、次第に規模を拡大し武装集団に姿を変え、一方では犯罪領域、他方では政治分野において学内外で頻繁に活動した。ナイジェリアの広い範囲、特に南部地域では、最も広く恐れられた犯罪集団は国内の『カルト』武装集団であった。こうした集団の勢力と活動範囲の拡大は数十年間にわたって定着し、1999 年以降は特に確固たるものになった。カルト集団の多くは有力政治家と癒着を構築し、政治家の中には大学で活動していた頃からカルト組織ト関与している者もいた。この事情はカルト集団を明示的に非合法化する法律が可決された後も変わらなかった。 [22e] (p23-24)

「ナイジェリアには多数のカルト集団があり、これには **Buccaneers**、**Black Axe**、**Greenlanders**、**Klansmen Konfraternity** 及び **Supreme Vikings Confraternity** (別名 **Vikings**) を初め、他多数の集団が挙げられる。これらの集団は国内の多くの大学構内で学生に恐怖を植え付け、新規入会者を強制徴用しては対立集団との抗争を繰り広げた。これに伴って対立カルト集団構成員の暗殺や殺人、さらに無関係な傍観者の殺人が発生した。」 [22e] (p24)

10.04 2009 年 8 月 12 日の Immigration and Refugee Board of Canada 情報要請回答 (CIRB RIR) 、『ナイジェリア: 学生カルト集団の活動に対する社会及び政府の反応(2007 – 2009 年 7 月)』の記録によれば、

「情報筋の報告では、学生カルトは依然として『懸念される』問題であり、国内大学生の『脅威』になっている。学生カルトは当初、学生同好会として結成されたが、構内の支配をめぐる衝突と犯罪活動への従事を繰り返しながら、数十年間にわたって次第に分裂と暴力化が進行した...カルト集団が行ったとされる違法活動には、窃盗、強姦、恐喝及び殺人などが挙げられる...[伝えられる

ところによれば]、Ibadan 大学、Polytechnic Idadan、Benin 大学及び Ambrose Alli 大学等の高等教育機関で犯罪行為が頻繁に発生した。

「伝えられるところによれば、過去 20 年間で学生カルトの武力抗争で数百人が犠牲になった。...大学関係の調査研究者によれば...学生カルトは Engugu 州立大学、Benin 大学、Obafemi Awolowo 大学、Ile-Ife 大学、Delta 州立大学及び Federal Polytechnic で暴力事件を起こし、死者が発生した。この他にもナイジェリア全域で学生カルト関連の事件が発生した。2009 年 7 月の記事が...報じたところでは、最近発生した Benin 州及び Edo 州の事件では 20 人を超える死者が出た。

「Economist」によれば、学生カルトとニジェール・デルタの反政府勢力が連携したことで、Rivers 州の州都 Port Harcourt における状況は『特に劣悪』になっている。学生カルトとニジェール・デルタ地帯の過激派組織の緊密な連携は他の情報筋でも伝えられている。Economist の報告によれば、Port Harcourt 市の多くの住民が『今の有力過激派指導者は全員、過去にカルト構成員であったか、現在も所属していると確信している。』Jamestown Foundation の報告書によれば...デルタ地帯の過激派の一部は学生カルトの出身だということである。同報告書の説明によれば、カルト集団は暴力化が進むに連れて、その影響力を学内からニジェール・デルタの『街中及び河口地域』にまで拡大し、その一方で反政府勢力から金銭をもらっては、その条件として反政府勢力の抗争活動に協力している。 [38i]

10.05 同じ資料は、学生がカルトに入会する理由を次のように述べた。

「Delta 州立大学教育科学部から[出版された] Delta 州の高等教育機関の学生が学生カルトに入会する理由を検討した研究によれば、他のカルト及びカルト学生から身を守るためにカルト集団に入会する学生もいれば、同僚の学生や教職員に対する権限を得る手段として入会する学生もいる。[この]研究によれば、カルトに入会する 1 つの理由はカルト構成員の単位修得を可能にするために授業に圧力をかけることだということである...学生は仕事や上級職に就くための人脈作り方法としてもカルト集団を利用する... 2008 年の調査 ...で力説されたように、カルト集団は物理的存在感、財力及び社会的地位などの基準に照らして有利な候補者を勧誘する傾向にあり、学生の多くは脅迫や圧力を受けて仕方なく入会する...[同調査の指摘によれば]男子学生はカルト構成員から圧力を受けるため、カルトに入会する以外にほとんど選択肢はなく、一部の生徒は意思に反して入会せざるを得ないということである。

「伝えられるところによれば、カルトに入会すると、構成員間で守られるべき集団の秘密を伝授されるため、構成員が学生カルトから脱退することは困難である...カルトの脱退志願者は死の脅迫を受ける可能性が高く、場合によっては殺されることもある。」 [38i]

- 10.06 Nordic Journal of African Studies 第 14 巻第 1 号に掲載された、学生カルトに関する Adewale Rotimi の 2005 年報告書「 Citadel で起こった暴力事件: ナイジェリアの大学で見られた秘密カルトの脅威(the Adewale Rotimi 2005 report) では入会儀式の詳細が説明された。それによれば、

「新規入会者の徹底調査が終了すると、すぐに入会手続きが始まる。入会手続きの第 1 段階は忠誠と守秘義務の誓約である。Thomas (2002)が述べたように、入会式の間、新規入会者は目を閉じた状態で誓約文を読み上げる。次に、新規入会者は鍛錬と痛みに対する忍耐力の試験手段として完膚なきまでに殴打を受ける。

「入会する日に、新規入会者は血が混入した飲み物を強制的に飲まされる (Thomas 2002)。場合によっては、人気のある女生徒又は大学職員の強姦などの厳しい課題を与えられる。女性カルト入会者の場合は、入会時に道徳に反する行為を強要されることもある。」 [4] (p84)

- 10.07 政府及び大学側が講じた措置について、2009 年 8 月 12 日の Immigration and Refugee Board of Canada 情報要請回答 (CIRB RIR) 『ナイジェリア: 学生カルト集団の活動に対する社会及び政府の反応(2007 – 2009 年 7 月)』の述べたところによれば、複数の情報筋から連邦政府及び州政府がカルト禁止法を可決したことが伝えられたが、かかる法律は依然として施行されていない。ある情報筋によれば、「ナイジェリア政府はカルト根絶に向けて高等教育機関に多額の金銭を投入した... [しかし伝えられるところによれば] 大学運営者はこの金で私腹を肥やし、学生は学生カルトを脱退したふりをして金銭を受領した。」 [38i]

- 10.08 同じ資料の続きによれば、

「伝えられるところによれば、大学側は治安部隊の利用を含め、学内の安全確保に向けて相応数の人材を配備した。Lagos 州立大学では治安措置の一環として、試験期間中の構内立入りを調査の上、厳しく規制した[と述べられた]。

Pambazuka News によれば、一部の大学運営者はカルト構成員に金銭を渡し
て構内闘争を止めさせた。しかし Economist の報告によれば、Rivers State
University of Science and Technology では警察官 200 人と学生通報者の配備並
びに内密調査を含む安全措置が講じられ、構内の安全は向上したが、学生によ
れば、暴力事件が構内から街中に移動しただけであった。」 [38i]

10.09 同じ資料が指摘したところでは、

「複数の情報筋はカルト集団の弾力性を、ナイジェリアにおける『免責特権の
文化』に起因するものとみなしている...自身の利益のために介入する権力層の
親や後援者の力で、学生カルト構成員は違法活動に従事することが多く、しか
も犯罪行為の証拠があっても正式に起訴されることはほとんどない...有力者
は自身の計画を促進するためにカルト集団を利用している...伝えられるとこ
ろによれば、後援者はカルト集団に資金や武器を提供しているという...複数の
報告書によれば、こうした後援者の一部は大学教職員や運営者である。

「政治家も野党議員を抑圧し、自身の目標促進のためにカルト集団を支援する
ことがある...複数の報告書によれば、カルト構成員は選挙結果の操作にも手を
貸した...政治家の中には元カルト構成員であった者もいる...Economist によ
れば、Rivers 州下院議会には Vikings Confraternity カルトの出身者が少なくと
も 11 人はいるという。

「[Human Rights Watch の 2007 年報告書] はナイジェリア南部州の警視に匿
名取材を行った内容を報告した。それによると、『警察はカルト主義のような
問題を真摯に、極めて真摯に対応しなければならないというのが一般的見方だ
が、現実はその逆になっているように見える..推測するところでは、政府はカル
ト主義を大学では当然起こり得る普通のこととして受け止めている。カルト構
成員の一部は殺人者や強盗に手を染めており、政治家の誘いに簡単に乗って暴
力行為を実行してしまう - カルト構成員は買得市場のようなものであり、学
内には徴用できるカルト構成員が常に大勢いるという事実にもかかわらず(文
が完結していません)このため、学生がこうした様々なカルト集団に参加する
のを阻止する術は事実上ないのである。』」 [38i]

10.10 Adewale Rotimi のカルトに関する 2005 年報告書では、犯罪統計データ及び刑 法の問題について言及された。それによれば、

「秘密カルト集団の活動に起因する犯罪件数を正確かつ経験に基づいて実証

することはほとんど不可能である。ナイジェリアでは、犯罪データの主な入手源はやはり警察である。しかし残念なことに、警察の記録はどの犯罪が秘密カルト集団の活動に因るものかを特定の指摘していない。このため、秘密カルト集団の活動に起因し得る犯罪は強姦、殺人、放火など広い範囲に及ぶことになる。

「刑法によれば、秘密カルト集団の活動を正式に訴追するためには、秘密カルト集団の全要素を身にまとった犯罪者を逮捕することが必要である。秘密カルト集団の活動の多くは夜間に思いも寄らない場所で内密に実行されるため、これはまず不可能である。これに加え、ナイジェリアでは **20** 年前から警察官の大学構内での監視活動が禁止されている。元秘密カルト構成員は現役構成員の報復を恐れて、カルト構成員時代の経験を一般人に漏らすようなことはしない。このため、ナイジェリアの秘密カルト集団の活動に関するデータを入手するためには、新聞や報告書や雑誌、場合によっては匿名個人の秘談などから徐々に引出すしかないのである。」 **[4] (p85)**

11. 兵役

- 11.01 Abuja 市の British High Commission の 2006 年 7 月付け書簡によれば、 ナイジェリア軍には徴兵制度はない。徴兵は志願制だけである。士官と兵士はそれぞれ兵役の期間及び条件が異なる。兵士が兵役期間が満了する前に退役を希望する場合は、自由に申請することができる。ナイジェリア軍法によれば、平時及び戦時における脱退は、軍法会議裁で有罪になる場合は、禁固 2 年に処される。実際のところ、ナイジェリア軍ではこの刑罰及びこれより軽い刑罰が執行される。実刑になる。[2a]
- 11.02 2008 年 5 月に公表された児童兵に関する 2008 年世界報告書によれば、「憲法の条文には『ナイジェリアを防護すること並びに必要とされる兵役義務を提示することは全国民の義務である』(第 24 条(b))と明言されており、徴兵は憲法の下に許されるが、これを規定する法令はなかった。」[47]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

12. 司法

組織

- 12.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)が法制度について述べたところによれば、

「正規の裁判所組織は連邦及び州の第 1 審裁判所、州上訴裁判所、連邦上訴裁判所及び最高裁判所で構成される。各州には、民法又は刑法の基準を適用するイスラム法及び慣習(従来)法上訴裁判所が設置されており、[連邦首都地域]FCT にも慣例法裁判所がある。第 1 審裁判所には治安判事裁判所又は地方裁判所、慣例法又は従来法裁判所、イスラム法裁判所があり、特殊事件のための州高等裁判所がある。政府がイスラム法上訴裁判所及び最終上訴裁判所を設立することも憲法の定めるところであるが、2008 年末の時点で上記の裁判所はまだ設立されていなかった。」 [3a] (第 1 節 e)

司法の独立

- 12.02 USSD 2008 人権報告書が司法の独立について述べたところによれば、

「司法の独立は憲法及び国内法の定めるところであるが、司法府は依然として行政府及び立法府の圧力下にあった。司法府は州及び市町村レベルでは特に政治指導者の影響を受け易かった。人員不足、非効率及び腐敗は依然として司法の十分な機能を阻害していた。判事が簡単に買収されること、また訴訟当事者は不公平な判決を下す裁判所を信頼することができないことは広い範囲で認識されていた。国民は多くの場合、裁判の長期的遅延に遭遇し、裁判の迅速化又は有利な判決の宣告を条件に司法官から賄賂を要求された。他の仕事を優先している、時には脅迫を[受けた]ことを理由に判事が審理に出廷しない事例が頻繁に確認された。また、書記官の多くは義務の遂行に適切な備品、訓練及意欲が不十分であった。[この]意欲の欠如は、報酬が低いことが主な原因であった。 [2008 年]を通じて、最高裁判所判事は司法の独立に向けた改善を要求した。」 [3a] (第 1 節 e)

- 12.03 Freedom House が 2009 年 7 月 16 日に公表した世界の自由報告書 2009 報告

書によれば、

「ナイジェリアの上級裁判所は能力及び独立性において比較的優れていたが、依然として政治的影響を受け易く、特に下級裁判所では腐敗体質と非効率性が障害になっている。被告が法定代理人を同伴しない事例や、訴訟手続き及び被告人の権利について十分な情報を与えられない事例が頻繁に見られた。2008 Amnesty International 報告書が明らかにしたところによれば、刑務所では組織的人権侵害が行われ、被収容者の 65%が未決囚で、多くは数年にわたって収監されていた。法廷弁護士の接見した者は被収容者の 7 人に 1 人にも満たなかった。人権擁護団体の申立てによれば、北部 12 州に設置されたシャリア法を適用するイスラム法裁判所は、しかるべき訴訟権利を尊重しようとせず、厳格かつ差別的な判決が下される結果になっている。」 [30]

公正な裁判

12.04 USSD 2008 人権報告書が公正な裁判について述べたところによれば、

「正規の裁判所組織における公開裁判及び推定無罪、出廷の権利、証人喚問の権利、証拠及び証人提示の権利、弁護士の代理権並びに政府側の証拠を閲覧する権利を含む、刑事訴訟における個人の権利は憲法の定めるところであるが、司法府内部の腐敗および組織能力の欠如により、上記の権利は必ずしも尊重又は遵守されなかった。被告は弁護士を選任する権利を有するが、死刑が求刑される特殊な事件を除き、弁護士を伴わない審理手続きを予防する法律はない。法律扶助法では、かかる訴訟における弁護士の選任が規定されており、弁護士を伴わない審理の継続は認められないと定めている。 [3a] (第 1 節 e)

シャリア法

12.05 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「シャリア刑法(イスラム刑法)は北部 12 州 [Sokoto 州、Kebbi 州、Niger 州、Kano 州、Katsina 州、Kaduna 州、Jigawa 州、Yobe 州、Bauchi 州、Borno 州、Zamfara 州及び Gombe 州]で実施されており、シャリア法裁判所では、『固定刑』が科せられる。例えば軽窃盗、公然の飲酒及び売春等の軽犯罪には鞭打ちなどが科せられる。 [2008 年]末時点でいずれかの判決が執行された事実は確認されなかった。固定刑はコーランに明示的に記載される刑罰を意味する。例

えば、不義密通は石投げによる死刑に処される。2008 年を通じてかかる判決の宣告又は刑の執行(原文通り)は確認されなかった。それ以前に発生した事件でも死刑判決が執行された事例はなかった。これに対し、前年の [2007 年]を見ると、切断刑が下された事例はなかった。ただし、数年前のシャリア法訴訟では、鞭打ち及び石投げ刑を含め、上訴中あるいは刑の執行猶予中の事件が Jigawa 州、Bauchi 州、Niger 州、Kano 州及び Zamfara 州で多数確認された。

「制定法は、鞭打ち又は死刑判決等の刑の執行延期又は執行を州知事の義務に定めている。シャリア法に基づく死刑は、長期に及ぶ上訴手続きを理由に実施されないことが多かった。関連する事件が連邦レベルに上訴されたことはないため、連邦上訴裁判所がかかる固定刑の違憲を決定した判例はない。石投げ及び切断刑は手続き又は証拠能力上の理由で常に覆されてきたが、憲法上の理由で異議を唱えられたことはない。鞭打ち刑も北部地区刑法の慣例法に基づく刑罰であるが、制定法の侵害として法定で反論されたことはない。一部の訴訟では、有罪判決を受けた被告が、鞭打ち刑の代わりに罰金刑又は禁固刑に服することが認められた。この種の判決は通常、迅速に執行されたが、シャリア刑事訴訟法は、切断刑又は死刑を含め判決上訴期間として被告に 30 日の猶予期間を与える。実際のところ上訴手続きはこれより長くかかることが多かった....(第 1 節 c) 州政府が慣例法に基づく裁判所又は慣習裁判所の法制度を確立することは憲法規定で認められている。北部各州は既に、慣例法に基づくシャリア法裁判所やシャリア法慣習裁判所の創設を可決している。中部 Benue 州及び Plateau 州を初めとするその他多くの州ではシャリア法上訴裁判所が設立された。2000 年、北部 12 州(Sokoto 州、Kebbi 州、Niger 州、Kano 州、Katsina 州、Kaduna 州、Jigawa 州、Yobe 州、Bauchi 州、Borno 州、Zamfara 州及び Gombe 州)は、刑法を再導入した。2000 年以前は、裁判所がシャリア法を裁決に適用したのは民事訴訟だけであった。一部の州ではシャリア刑法の遵守をムスリムの義務としたが、他の州では任意とされた。ムスリム以外の者がシャリア法の裁判権に同意することは、厳密に言うとは憲法では認められていないが、実際には、シャリア法に基づく刑罰が民事法に基づくものより軽量 (例えば、禁固刑に対して罰金刑)である場合は、ムスリム以外の者がそれに同意することが許される。」 [3a] (第 2 節 c)

12.06 2009 年 10 月 26 日に公表された世界の宗教の自由に関する US State Department 報告書によれば、シャリア法裁判所はイスラム教を国教として採用する。また、Nigerian Civil Liberties Organization は Zamfara 州が Commission for Religious Affairs の設立を通してイスラム法の国教化を促進することに同意している。」 [3b]

同 USCIRF 報告書の続きによれば、

「憲法規定ではシャリア法裁判所は民事訴訟については認められているが、シャリア法裁判所が刑事訴訟に適用される可否については述べられていない。不当判決を受けた被告はシャリア法裁判所の判決について、3 段階の上訴裁判所への上訴権を与えられる。シャリア法上訴裁判所 (シャリア法最高法廷) まで行き着いた事件は、理論上は連邦上訴裁判所への控訴を経て、最終的には最高裁判所で終止符が打たれる。シャリア法刑法に関係する事件が連邦上訴裁判所に達した事例はないが、民事訴訟についても、同上訴裁判所でシャリア法裁判所管轄権の合憲問題について判決が下されたことはない。」 [3b]

12.07 2009 年 1 月に公表された 2008 年の出来事を扱う Human Rights Watch ワールドレポート 2009 によれば、

「ナイジェリアの北部 12 州は、残忍で非人道的かつ品位を傷つける扱いを死刑、切断刑及び鞭打ち刑に処す判決規定を含め、シャリア(イスラム法)を刑事訴訟制度に拡大した。北部州で実践されるシャリア法には、同意による男性間の同性愛行為に対する死刑も含まれる。死刑宣告は上訴中の却下又は単なる執行延期が慣例であるが、シャリア法法廷は依然として死刑判決を下している。

「ナイジェリアのシャリア法裁判にも正当な手続き上の重大な懸念がいくつかある。まず、法定代理人の同伴なしに判決を宣告される被告が極めて多い。判事は十分な訓練を受けていないため、有罪判決の根拠として警察が拷問で引き出した供述に依存してしまうことがよくある。シャリア法の適用方法も、特に不義密通においては女性に対する差別が見られ、証拠の基準が被告の性別で異なる。」 [22c]

死刑を参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

13. 逮捕と拘禁 – 法的権利

13.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「法の義務付けるところに従い、逮捕に臨む警察官は逮捕時に被疑事実を被疑者に伝え、被疑者を妥当な時間内に警察署に連行し起訴手続きを取ると共に、被疑者に弁護士を選任し保釈請求を行う機会を提供しなければならない。しかし、被疑者は決まって被疑事実を告げられないままに拘禁された上、弁護士及び家族との接見を拒否され、保釈対象の犯罪の場合でも保釈請求の機会を拒否された。被拘禁者は多くの場合長期間にわたって隔離拘禁された。保釈の実施は、独断的又は司法管轄以外の影響を受けることが多かった。2007 年 11 月の All Nigerian Judges Conference の場で、Yar'Adua 大統領は法の実施に際し国民の権利尊重を改めて想起するよう判事に呼びかけた。同会議においてナイジェリア司法長官 Idris Kutigi は、保釈金設定に際し故意に実施不可能な条件を課すことをやめるよう判事に求めた。保釈制度が実施されていない地域が多いため、被疑者の取調べは勾留期限を延長して行われた。多くの被拘禁者が主張したところによれば、[ナイジェリア]警察は裁判所の事情聴取に連れて行くことを条件に賄賂を要求した。家族が裁判に出席することを希望する場合は、[ナイジェリア]警察は更に賄賂を要求した。」 [3a] (第 1 節 d)

13.02 USSD 2008 人権報告書が未決拘禁について述べたところによれば、

「[2008 年]を通じて長期未決拘禁は依然として深刻な問題であった。人権擁護団体の報告によれば、裁判を待つ被拘禁者の全収容者に占める割合は 65%にも及んだ。膨大な未処理事件、汚職の蔓延及び不当な政治的影響力は、依然として司法組織の障害であった。7 月に行った NHRC の聞き取り調査で刑務所監査官の Olusola Adigun Ogundipe が話したところでは、現在、国内刑務所の収容者数は 40,240 人でこのうち 27,287 人が未決囚である。一部の訴訟では複数回の休廷によって審理が大幅に遅れたことがある。警察は公判期日に被拘禁者を無事に移送することは不可能であり、多くが審理を拒否されるのは 1 つにはこのためだと述べた。NHRC [National Human Rights Commission] の報告によれば、訴訟記録が紛失したために拘禁されている被拘禁者もいる。一部の州政府は拘禁期間が有罪判決に予測される最大求刑期間を既に超えた収容者を釈放した。被拘禁者は NHRC に苦情を提示する権利を有するが、この組織に

は対応力はなかった。被拘禁者は裁判所にも苦情を申立てることが許されたが、不可能になることが多かった。法定代理人がいる場合でも被拘禁者は裁判所で審理を受けるまでに数年間待たされることが多かった。」 [3a] (第 1 節 d)

治安部隊、恣意的逮捕と拘禁も参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

1990 年の布告第 33 号

13.03 2007 年度の英国・デンマーク合同事実調査ナイジェリア派遣調査の期間中、Nigerian National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA)の、Lagos 州のナイジェリア本部を拠点に活動する上級職員に 1990 年の布告第 33 号について聞き取り調査を行った。1990 年の布告第 33 号は、麻薬犯罪の有罪判決を外国で受け「ナイジェリアの名を貶めた」ナイジェリア人の起訴を認めている。この富国は全ナイジェリア国民に適用される。 [20] (p44)

13.04 英国・デンマーク合同事実調査ナイジェリア派遣調査 The British-Danish Report on a Fact-Finding Mission to Nigeria carried out in September 2007 and January 2008, and published in October 2008, stated that:

「NDLEA 上級職員によれば、布告第 33 号は 1990 年から 2000 年まで発効した。1990 年から 1995 年までの期間に、起訴及び有罪判決を受けた人数に関する情報は入手できなかった。1996 年から 2000 年の NDLEA の統計データが示すところでは、この期間に布告第 33 号の下に起訴及び有罪判決を受けたナイジェリア人は 451 人であった。同上級職員が強く主張したところでは、上記の個人は麻薬犯罪の有罪判決を外国で受け「ナイジェリアの名を貶めた」罪で起訴及び有罪判決を受けたのであり、麻薬犯罪の実行そのものではない。このため、同一の犯罪で 2 度の起訴及び有罪判決を受ける危険性、つまり『二重の危険』の対象にはならなかった。

「2000 年に行った NDLEA 上級職員への聞き取り調査によれば、この組織は布告第 33 号の施行を見直した上で、同布告の下に訴追を延期した。これは組織が麻薬犯罪の有罪判決を外国で受けた個人を同一の犯罪で再度訴追する可能

性に対する国民の懸念に応えたものだった。この結果、2001 年以降を見ると、麻薬犯罪の有罪判決を外国で受けた者が、帰国後に布告第 33 号の下に起訴された事例はなかった。**Nigerian National Assembly** は現在[2007 年 9 月時点で]、同布告の改正又は撤廃を検討している。

「NDLEA 上級職員の説明によれば、それぞれの国で麻薬犯罪の有罪判決を受けたナイジェリア人に本国送還措置を講じた場合は、外国の入国管理及び法執行(警察)当局 は通常、関係するナイジェリア大使館に通告する。関係するナイジェリア大使館はこれを受けて、ナイジェリア人の本国送還をナイジェリアの **Nigerian Immigration Service** に通達し、被追放者の詳細を提出する。こうしてナイジェリアの入国管理官は、当該個人の本国送還に先立って被追放者に関する情報と本国送還措置を事前に保有することができる。被追放者がナイジェリアに入国すると、NDLEA 上級職員は直ちにその個人の行動を監視するが、同者の逮捕措置は講じない。」 [20] (p44)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

14. 刑務所の現状

14.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「[2008 年を通じて]、刑務所及び拘禁の現状は依然として苛酷かつ生命を脅かすものだった。国内 227 箇所の刑務所の多くは 70 年から 80 年前に建設されたもので、基本的施設が整備されていなかった。飲料水の不足、不十分な下水設備、また厳しい過密状態によって、所内は危険かつ不衛生な状況にあった。国内 227 箇所の刑務所にはおよそ 40,000 人が収容されていると推定され、中には収容人数が設計収容力の 2 倍又は 3 倍を超える刑務所もあった。ナイジェリアにはこれ以外に、86 の付属刑務所、11 の農場拘禁施設、8 の地区事務所、6 の要人拘禁施設(directorate)が運営されている。他の施設の収容者数を推定するための信頼できるデータは入手できなかった。政府は刑務所に共通してみられる苛酷な現状の主な原因が過密状態にあることを認識していた。極端に長い未決拘禁も過密状態の一因であった。

「[2008 年]4 月 14 日、 Superintendent of Prisons and Public Relations Officer of Lagos State Command、 Ope Fantinikun の報告によれば、Lagos 州の州立刑務所の収容力は 2,905 人であるが、現在の収容数は 4,000 人を超えている。」

「Benue 州 Makurdi 刑務所は収容力 240 人であるが、現在の収容者数は 464 人である。Edo 州 Ado-Ekiti 刑務所の場合は、収容力 200 人に対し収容者数は [2008 年]3 月時点で 290 人と伝えられた。

「[2008 年]7 月に Controller of Nigeria Prisons の Olusola Ogundipe が NHRC に話したところでは、Port Harcourt 刑務所の収容力は 808 人であるが、実際にはおよそ 2,800 人が収容されており、このうち 2,000 人は審理を受けていなかった。

「2007 年 3 月に UN 特別報告官が拷問について報告したところでは、刑務所内は悲惨な状況で、未決拘禁者は資金不足のために受刑者よりも厳しい状況に置かれている。不十分な医療処置が原因で、多くの受刑者が治癒可能な疾病で死亡した。

「2007 年 7 月に実施された Enugu 州、Kano 州、Lagos 州及び FCT [連邦首都

地域]内 10 箇所の刑務所査察訪問に続いて、AI [Amnesty International] は刑務所のおぞましい現状に言及する報告書を公表した。それによると、収容者の多くは数年以上も審理のないままに収監された状態にあるため、『忘れられた収容者』扱いになっている。

「人間が溢れ、換気設備が劣悪な施設内では病気が蔓延し、医薬品の慢性的不足が伝えられた。収容者に蔓延する HIV/エイズ及び結核は特に懸念される問題で、標準未満の生活条件により感染状況は悪化した。十分な食事がとれるのは裕福な者か血縁者が定期的に食料を差し入れる者だけであった。刑務所の職員が収容者の食費を盗むのは日常茶飯事であった。恵まれない収容者は他の収容者の食べ残しで生き延びていた。収容者の多くはベッドもマットも与えられない状態で、コンクリートの床に多くの場合は毛布もない状態で眠るしかなかった。刑務所職員、警察官その他の治安部隊警官が刑罰または恐喝目的で収容者に食事や医薬品を与えない事例が多数確認された。[2008 年]を通じて、International Committee of the Red Cross (ICRC) は引き続き受刑者への医薬品及び衛生製品の供給を行った。

「適切な医薬品を与えられない苛酷な状況によって、多くの収容者が命を失った。例えば、2007 年 9 月には、不十分な検診が原因で Ibadan 州の Agodi 連邦刑務所で受刑者 Olawale Daniel が死亡した。この死亡をきっかけに 9 月 11 日に受刑者と看守間に暴動が発生し、受刑者 11 人が死亡した他、職員 4 人を含む 60 人が負傷した。

「女性受刑者が男性受刑者と同じ監房に収容される事例は、特に農村部で見られた。児童の収監は法の禁じるところであるが、法務長官で司法相の Michael Aondoakaa によれば、現在 300 人を超える児童が収監されており、その多くは刑務所内で出生した子供であった。Aondoakaa の話では、連邦政府はこうした児童の釈放命令を既に出しており、児童はもとより母親の特定及び釈放を行う予定だということである。その年の末までに収監者又は児童が釈放された事実を示す情報は得られなかった。

「政府は AI 及び Prisoners Rehabilitation and Welfare Action (PRAWA)並びに ICR を含む国内外の NGO に対し、刑務所への立ち入り調査を許可した。PRAWA と ICRC はその活動状況についてニュースレターを公表した。これによると、政府は収容状況及び社会復帰計画に問題があることを認めており、上記の団体と協力してこれらの問題に取り組んでいる。

「UN 特別報告官の拷問に関する報告書では、拘禁施設の監房におけるおぞましい状況が報告され、過密状態で不衛生な監房と食事、清潔な水及び保健医療の利用機会が不十分であることが伝えられた。しかし同報告官によれば、女性収容者の状況は男性収容者よりもはるかに良好であった。[3a] (第 1 節 c)

14.02 同報告書の続きによれば、

「...2006 年初め、政府は国内の受刑者 40,000 人のうち 25,000 人に恩赦を与え、これによって刑務所の過密状況を緩和する計画を発表したが、ほとんど進展は見られなかった。しかし、政府は頻繁に、この恩赦を未決拘禁期間が有罪判決に予測される最大求刑期間を超えた者にも拡大した。2007 年 5 月、政府は 70 歳を超える全収容者と死刑判決から 10 年以上が経過する 60 歳を超える受刑者を釈放する意向を発表したが、その年の末までに収容者が釈放された証拠は確認されなかった。」

「Lagos 州裁判所長官 Ade Alabi は 4 月 14 日、Lagos 州 Ikoyi 刑務所から服役期間を理由に 36 人の収容者を釈放した」 [3a] (第 1 節 d)

(第 23 節: 女性 及び第 24 節 児童も参照のこと。)

14.03 2008 年 2 月に公表された Amnesty International の報告書『ナイジェリア- 組織ぐるみで無視される受刑者の権利』によれば、

「ナイジェリアの刑務所の 5 分の 4 は 1950 年以前に建設されたものである。多くは改築が必要である。インフラの老朽化が進み、建物の多くは使えない状態である。天井が今にも崩れ落ちそうな状態で、ワークショップとして使用できる建物が不足しており、衛生設備が故障している刑務所もある。Amnesty International が訪問したどの刑務所も給電設備に問題があり、多くの刑務所は水道設備にも問題が見られた。一部の刑務所では近代的な下水設備がなく、代わりに排水用開水路が使われていて収容者はもとより職員にも健康上の深刻なリスクをもたらしている。監房の多くは通気用に小さい窓があるだけだった ... (p20-21) 死刑囚及び未決拘禁者が直面する状況はこれよりもはるかに悪い。死刑囚は狭くて暗く、換気設備がほとんどない不潔な監房に収容されている。死刑囚は他の受刑囚と共に日中は外に出ることが許される。これは未決拘禁者には許されず、かなりの過密状態の部屋に収容されるのが一般的である。

[12f] (p21)

死刑も参照のこと。

14.04 同報告書によれば、

「...Prison Service Headquarters はすべての刑務所に、食費を賄うために収容者 1 人分の日当を人数分提供している。食事担当職員は収容者と協力して食事を配給し、収容者は 1 日 3 回の食事を与えられる。Amnesty International が訪問した時点では、いずれの刑務所も収容者 1 人当たり 1 日 150NGN の食費を受取っていた。刑務所の多くはガスコンロ付きの調理場が使われなくなっているため、食事は薪の火にかけた大型の鍋で調理される。場合によっては屋外又はシェルターの下で調理されることもある (p25)...水が出る監房は極めて少なく、トイレは故障していて詰まっていることが多いため、どの刑務所も衛生設備の早急な改修が必要である。1 つのトイレを 100 人の収容者で使っている監房もある。多くの場合トイレと言っても地面に穴を掘った程度のものであった。バケツをトイレ代わりに使っている監房もあった。監房が過密状態な上、衛生設備も不十分なため、監房を清潔に保つことも収容者の尊厳を維持できるようにすることも実質的に不可能である...ナイジェリアの多くの刑務所には小型診療所が併設されており、ほぼすべての大型刑務所には病院が併設されている。病気の収容者をマラリアから保護する蚊帳を備える病院は少ない。結核を罹患した収容者は可能な場合は特別監房に隔離されるが、小型刑務所にはかかる施設はない。収容者が重病の場合は、刑務所当局はこの収容者を病院に移送する。Amnesty International は病気の収容者多数に聞き取り調査を行った。それによると、ほぼどの刑務所でも収容者は診療所に行くことができるが、必要な医療費を支払う経済的余裕がないという。一部の刑務所では、看守に賄賂を払って初めて診療所に行く許可が与えられるということで、賄賂を払えない収容者はそのまま監房に残るそうである...極めて劣悪な衛生状態の結果、収容者間の感染は極めて簡単に発生する。刑務所当局が監房内の清潔さを保証することができないのも当然である。大型刑務所に医療施設が併設されているだけでは、ナイジェリアの刑務所の多くは健康の権利を保護していない。」 [12f] (p26)

14.05 IRIN の 2009 年 9 月 18 日の記事『ナイジェリア：弁護士が語る遅れる刑務所の改修』によれば、

「6 月、ナイジェリア南東部の Enugu 州刑務所から受刑囚 150 人が脱走した。脱走する前に看守を殴打し、女性受刑囚を強姦したということである。

「伝えられるところによれば、数週間前、南西部 Ibadan 州の Agodi 刑務所で

発生した別の脱獄事件で受刑囚 8 人が殺害された。

「Abuja 市の Centre for Social and Legal Studies (CSLS)の報告書によれば、ナイジェリアの被収監者のおよそ 3 分の 2 が審理のないままに拘禁されていたという事実を考えると、一部の受刑囚には脱獄が唯一の逃げ道のように思われる。...[CSLS の] [この]5 月報告書...によれば、首都 Abuja にある Kuje 刑務所の収容者 622 人のうち 85%は審理を受けていなかった。2008 年の Amnesty International 報告書では、全収容者に占める未決囚の割合は 65%と推定される。

「調査官は 9 件間も審理を待ち続けている収容者に面会した。」 [21e]

14.06 同じ記事の続きによれば、

「報告官によれば、その結果としての過密状態が原因でほとんどの収容者は床の上で寝ており、最低限の食事しか割当てられない。過密状態と劣悪な衛生状態により、結核、皮膚感染症及びマラリア等の疾病罹患者が増えている... 調査官によれば、トイレが普通に使える刑務所はほとんどないということである。

「CSLS の調査官の調査結果によれば、過密状態に加え、拷問及び虐待も日常的に行われており、収監者の『殴打による死亡事件』が頻発しており...『たいていは牛皮の鞭を使った鞭打ちは強情な収監者によく使われる処罰方法であった。

「Amnesty International の 2008 年報告書によれば、ナイジェリアの収監者の約 80%が監房内で鞭打ちや武器による脅迫又は拷問を受けたことがあると答えた。」 [21e]

司法と治安部隊、拷問を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

15. 死刑

15.01 2008 年 10 月 21 日の Amnesty International 報告書『ナイジェリア：絞首刑執行人を待って』によれば、

「ナイジェリア憲法第 33 節(1)は生存の権利を保証する。しかし、同条項は、ナイジェリアで有罪と判明した刑事犯罪に照らした裁判所の判決執行においては、州政府が国民を処刑することを認めている。

「ナイジェリアでは、以下の相互に関連する複数の連邦法及び州法に従って死刑執行が許可される。

刑法と北部 16 州で適用される関連する刑事訴訟規範(CPC)。

刑法と南部州で適用される関連する刑事訴訟法(CPA)。

連邦窃盗・銃器(特別規定)法。

北部 12 州で適用されるシャリア刑法。

「刑法及び刑事訴訟規範は連邦法として制定され、各州はその規定を州法として再制定した。犯罪はほぼすべて州の司法管轄下に置かれる。

「以下の犯罪はナイジェリア刑法の下に強制死刑が執行される。反逆、殺人、死刑に値する過失殺人を含む殺害、及び強盗である。窃盗・銃器法に基づく場合は、若しくは暴動又は負傷者を発生させた窃盗及び銃器所持について有罪とされたすべての者は死刑を宣告される。シャリア刑法の下では、強姦、肛門性交及び不義密通も死刑に処される。

「1998 年、最高裁判所は 1979 年憲法の第 30 節(1)、1999 年憲法では第 33 節(1)をナイジェリアにおける死刑実効性の法的基準とする決定を下した。この条項は、国内司法裁判所の判決に従って刑事犯罪に科刑される限りという『極めて明瞭な表現で』死刑を認めている。」 [12g]

15.02 2009 年 3 月 24 日に公表された Amnesty International 報告書、死刑判決とその執行によれば、

「ナイジェリアでは、少なくとも 40 件の死刑判決が宣告された。これで死刑囚は女囚 11 人を含め合計 735 人になったと推定される。このうち公正な審理

を受けなかった者は数百人に及ぶ。死刑宣告から 10 年を超える者はおよそ 140 人と推定され、中には 20 年を超える者もいた。1999 年以前に窃盗・銃器裁判所で宣告された時に上訴権を却下された者はおよそ 80 人であるという。このうちおよそ 40 人は犯行時の年齢が 18 歳未満であり、死刑判決を宣告してはならないはずの者であった。National Study Group on the Death Penalty (2004) 及び Presidential Commission on Reform of the Administration of Justice (2007) は執行猶予の採択を勧告したが連邦政府はこれを聞き入れなかった。下院は 2008 年 7 月、窃盗・銃器法に基づく強制死刑を廃止し、死刑の代わりに終身刑を適用する法案を棄却した。2007 年 5 月、情報相は今後の釈放者を公表したが、2008 年末の時点でほとんどの受刑者が依然として死刑囚のままであった。Ogun 州知事は男性 5 人の死刑を減刑した。[2008 年]11 月、大統領は死刑判決から 22 年間が経過した男性囚に恩赦を与えた。2008 年を通じて死刑の執行は 1 件も確認されなかった。」 [12]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

16. 政治的所属

政治体制も参照のこと。

政治的表現の自由

- 16.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「政党の他の党员、労働組合又は特殊な関係団体と自由に結社する権利は憲法及び国内法の認めるところであり、実際のところ政府はこの権利を概ね尊重した。政党の自由な結成も憲法及び国内法で認められている。 [2008 年]末の時点で、50 の政党が Independent National Election Commission (INEC) に登録されていた (第 2 節 b) ...憲法及び国内法では、普通選挙権に基づいて定期的に行われる自由かつ公正な選挙で政権を平和的に交代する権利が国民に約束されているが、2007 年 4 月に行われた直近の連邦議会及び州議会選挙では、この政権を交代する国民の権利は遵守されず、不正行為が広い範囲に蔓延し、多くの暴力事件が発生した。 [3a] (第 3 節)

- 16.02 Ngex が 2009 年 5 月 21 日の記事『 10 年間の民主政治: ナイジェリアは前進するのだろうか』の中で述べたところによれば、

「2009 年 5 月 29 日にナイジェリアは民主政治生誕 10 年目を迎えるが、真の民主的統治(原文通り)が実践されたわけではなく、投票箱の盗難、投票の水増し、政治絡みの殺人、暴力団やフリーガンを使った野党議員への嫌がらせ、さらには抜け穴だらけの選挙運動他多くの異常事態により選挙プロセスが台無しになったという理由で、これは祝うに値しないというのが多くの意見である。」 [75]

政治的暴力

- 16.03 2007 年 10 月に公表された 2007 年選挙に関する Human Rights Watch の報告書『犯罪的政治 – 武力衝突、「ゴッドファーザー」とナイジェリアの腐敗によれば、

「政治的暴力はナイジェリアの広い範囲で政権抗争の中心的存在になった。こ

れには 暗殺から対立党員に雇われた武装集団間の武力衝突まで様々な形で現れる。最もよく見られた政治暴力は、政治家や党幹部が公然と徴募し金銭を払った武装集団の構成員がこうした出資者のために実行した対立議員の攻撃や一般市民の脅迫、選挙の不正操作、また出資者資を同様の攻撃から防護したものであった。

「武装集団もそうだが、侵害行為に最も関与しているのは – すべての政党の – 政治家と党幹部で、経済的支援を提供するだけでなく、公然と暴力行為に参加することもある。この暴力行為の首謀者、出資者及び実行者は、巧妙に行われる脅迫行為の威力と政府高官がその行為を暗黙に了解することで、免責特権に預かっている (p17)...2007 年 4 月の選挙程、国内に蔓延した暴動が人権を脅かしたことはない。Human Rights Watch の推定では、2007 年の選挙に関係する暴力で少なくとも 300 人の国民が命を失ったとされるが、一部の信頼できる情報筋はこれよりはるかに高い数字を推定する。今回の死亡者数は 2003 年の選挙に関連する暴動をはるかに上回り、投票日前後数週間だけで 100 人を超える死者を出した。2007 年の選挙に関連する暴力行為は、根深い政治の腐敗と悪用を異常なまでに露見させるほど広範囲に及び、しかも公然と行われた (p19)...ナイジェリアにおける政治的暴力を最も頻繁に行ったのは、官僚や政治家又は党幹部又はその代理者が公然と徴募し資金を提供し、場合によっては武器を提供した犯罪組織の構成員であった。こうした組織は主に若年失業者で構成され、対立議員の攻撃や一般市民の脅迫、選挙の不正操作、また出資者資を同様の攻撃から防護するために動員された。資金提供者は多くの場合、同じ犯罪組織、大学を拠点とするカルトその他の集団の支援を借りて政治的暴力の工作員を徴募する。採用された者は、資金提供者のために武力行使を行うためだけに、たいていはかなり少額の金銭を支給され、場合によっては武器が与えられることもある。」 [22e] (p23)

- 16.04 **Improving Institutions for Pro Poor Growth**,が公表した 2009 年 8 月の速報『ナイジェリアの選挙における投票と暴力』が述べたところでは、「ナイジェリアの 2007 年選挙に見られた暴力行為の蔓延と暴力の行使は 300 人を超える国民が命を奪われた事実で実証される。」 [76]

結社と集会の自由

- 16.05 USSD 2008 人権報告書によれば、

「集会の自由は憲法及び国内法の定めるところであり、政府は政府を支持する大会については概ねこの権利を尊重したが、反政府集会は引き続き取締まった。社会的暴力を受けた地域では、警察及び治安部隊は場合に応じて国民集会及び抗議デモを許可した。

「1990 年の治安法は、すべての国民大会及び抗議行進について警察の許可証発行を義務づけるもので、**Abuja** 高等裁判所の 2005 年の決定でこの法律は無効にされたにもかかわらず、警察は頻繁に同治安法を引合いに出して政府に批判的な集会を禁止した。法務長官及び **Nigerian Police Force** はこの決定に上訴を提示し、**Abuja** 上訴裁判所 は 2007 年 12 月にいかなる集会についても許可証は必要なく、同治安法は憲法に定める基本的権利を侵害するものだと宣言した。しかし、この判決を受けて、警察監察官は **NPF** が最高裁判所に上訴を提示する意向であることを発表した。[2008 年]末の時点で、この訴訟における展開は見られなかった。

「政府は政治性、民族性又は宗教性が社会不安をもたらす可能性がある集会を禁止することがあった。礼拝所以外の屋外で行われる宗教礼拝は、宗教間の緊張を助長し得る懸念があるとして多くの州で引き続き禁止された。**Kaduna** 州政府の公共の場での抗議行進、大会、抗議デモ及び集会禁止令は、場合に応じて引き続き実施された。治安部隊委員会の **Plateau** 州における政治集会、文化集会及び宗教集会の全面禁止令も、場合に応じて引き続き実施された...[2008 年]を通じて、治安部隊は抗議デモを強制解散させ、これによって多数の負傷者が出た。」 **[3a] (第 2 節 b)**

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

17. 言論とメディアの自由

17.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「言論と報道の自由は憲法及び国内法の定めるところであるが、実際のところ、政府はこの権利を制限することがあった。複数のジャーナリストが治安部隊によって殴打され、拘禁され、嫌がらせを受けた。一部は自己検閲を行った者だった。一部のジャーナリストは Yar'Adua 現大統領の健康状態等の機密問題について報道したことを理由に嫌がらせや脅迫行為を受けたり、拘禁の脅威にさらされたりした。

「国内で活発な報道活動を展開する大手民間新聞社が 1 社あり、政府を頻繁に批判した。日刊紙を刊行する国営新聞社は 1 社だけであった。州政府が運営する日刊紙又は週刊紙が複数確認された。これらの州政府系新聞社は一般的傾向として発行部数が少なく、発行地域が限られているため、持続的運営には州の多額の助成金が不可欠であった。国内には 14 社を超える大手日刊紙に加え、6 社の時事雑誌社及び複数の過激な夕刊紙やタブロイド紙がある。

「新聞購読料及びテレビ[設備]は比較的高価で、しかも識字率が低いため、最も重要なマスコミ情報メディアはやはりラジオであった。政府は放送メディアの監視と規制撤廃を担当する National Broadcasting Commission (NBC) を通じて電子メディアの多くを規制した...法律は中傷記事を非合としており、被告に時事報道や時事解説に記載した意見又は価値判断の真実を証明することを義務づけている。これによって、訴えられた報道関係者が『国民の関心事に関する公正な解説』の保護に依拠し得る状況は制限され、表現の自由が規制されることになった。中傷罪は禁固 1 年から 7 年の範囲であった。」 [3a] (第 2 節 a)

17.02 2009 年 7 月 29 日に最終更新された BBC のカントリープロフィール、ナイジェリア編の補足によれば、

「ナイジェリアのメディア活動はアフリカで最も活発な部類に入る。国営ラジオ及び国営テレビ放送は全国放送されており、連邦政府と州政府が運営している。国内全 36 州は独自の無線放送局を運営しており、その多くがテレビ放送事業を展開している。

「ラジオは多くのナイジェリア国民にとって重要な情報源である。BBC を初めとする海外放送局も視聴されている。2004 年には外国ラジオ放送局の再放送が禁止された...現在、全国紙、地方紙及び出版社は合わせて 100 社を超え、一部は国営系である。これには評判の高い日刊紙や人気の高いタブロイド紙、さらに民族集団の利益を支持する出版社などがある。活発な民間紙は政府を批判する記事を頻繁に掲載している...2008 年 3 月時点のインターネット契約者は 1000 万人であった。(ITU の数字を抜粋)」 [8c]

ジャーナリストの処遇

- 17.03 2009 年 1 月に公表された Human Rights Watch のワールドレポート 2009 が 2008 年に発生した事件について述べたところによれば、

「ナイジェリアの市民団体及び民間紙は、政府と活発な公開討議を認める政策を自由に批判することが概ね可能である。しかし、ナイジェリアのジャーナリストは場合によって逮捕及び拘禁されることがある。2008 年 9 月、治安当局は Channels Television – ナイジェリア最大の民間放送局 – に対し、同局が Yar'Adua 大統領の健康上の理由による辞任を仄めかす報道をしたとして放送禁止処分を科し、報道責任者を含むジャーナリスト 6 人を逮捕した。[2008 年]10 月、ナイジェリア治安当局は、政府に批判的な記事を掲載したとして米国を拠点とするナイジェリア人オンラインジャーナリスト 2 人を逮捕し、起訴のないまま拘禁した。地方メディア支部は国営メディアに比べてかなり自由を制約されるのが一般的で、政府当局から嫌がらせや脅迫行為を受ける頻度が相対的に高かった。政府治安部隊はジャーナリストのニジェール・デルタ地帯への立入りを引き続き規制した。」 [22c]

- 17.04 2009 年上半期の出来事について述べた Reporters without Borders の 2009 年 7 月 2 日の記事『身体的暴力、脅迫及び逮捕事件の発生で、メディアに対する状況改善が急がれる』によれば、

「2009 年上半期にナイジェリアで登録された自由侵害事件は 42 件で、そのほとんどが警察官又は県知事等の地方自治体職員が関与したものだった...2009 年上半期の内訳を見ると、身体的暴力を受けたジャーナリストは合計 21 人で、脅迫行為が 8 人、数時間の拉致が 5 人、24 時間から 1 週間の拘禁が 3 人であった。また、報道機関 3 社が検閲を受け、1 社は物理的に襲撃された。6 月末

には...6月25日に南部 Delta 州の州都 Asaba で、違法建築物の破壊を報道しようとしたジャーナリスト 6 人が州警察官に激しく殴打され、1 人が重傷で入院した事件を[含め]、6 月末に一連の事件が発生した(原文通り)...大統領から直接命令を受ける State Security Service の特殊警察隊は、過去数年間にわたって Reporters Without Borders の『報道の自由妨害機関』リストに掲載された。」

[13a]

17.05 Reporters Without Borders の 2009 年 9 月 22 日の記事『警察は新聞社編集長の殺人事件のすべて可能性を検討するよう要請』によれば、:

「Reporters Without Borders は Lagos 州を拠点とする日刊紙 *The Guardian* の副編集長 Bayo Olu の殺人事件に深い衝撃を受けている。Olu は 9 月 20 日、北部 Lagos 州の郊外 Egbeda 市内の自宅玄関で子供の眼前で射殺された。

Reporters Without Borders は以下のように述べた。『この悪質な殺人事件はナイジェリアのジャーナリストに対する嫌がらせや暴行をまた思い出させるものになった。以前未解決なままのジャーナリスト Paul Abayomi Ogundeji の殺人からちょうど 1 年目であり、この事件は全面的に明らかにすべきである。』

[13b]

2008 年と 2009 年にジャーナリストが遭遇した攻撃及び差別に関する個々の事件についての情報は、[Committee to Protect Journalists](#) 及び[Reporters sans Frontiers](#)のウェブサイトを参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

18. 人権機関、人権組織及び人権擁護活動家

18.01 2009年2月25日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)が国内治安について述べたところによれば、

「国内外の人権擁護団体は概ね政府の規制を受けずに活動を営み、人権事件の調査を実施し、その調査結果を公表した。政府高官は人権擁護団体の見解に概ね協力的であったが、必要な改革を持続する政府の能力、場合によっては意欲が欠如していた... 国内では多数の国内外 NGO が活動していた。重要な NGO には AI、Civil Society Legislative Advocacy Center、Alliance for Credible Elections、Open Society Institute、ActionAid、Campaign for Democracy、Center for Law Enforcement Education (CLEEN)、Committee for the Defense of Human Rights、Global Rights、Human Rights Watch (HRW)、Women Trafficking and Child Labor Eradication Foundation (WOTCLEF)及び Women's Consortium of Nigeria などがある。前副大統領夫人が議長を務めた WOTCLEF 等の政府と緊密な結びつきを持つものもあったが、NGO は概ね政府から独立した存在であった。

「政府は頻繁に NGO 及び市民団体組織と会合を開いたが、その交流による成果はほとんどなかった。

「AI や HRW を初めとする国際 NGO 並びに拷問に関する UN 特別報告官はその年を通じて国内の人権問題に積極的に取組んだ。

「政府が人権の監視及び保護任務を課した NHRC は、ナイジェリアの 6 つの各行政地域に地区事務所を設置した。NHRC の活動は設立当初から、資金不足による制約を受けた。同委員会には司法権もなかったため、法的拘束力のない勧告を政府に行うことだけが許された。」 [3a] (第 4 節)

言論とメディアの自由、ジャーナリストの扱い各項も参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

19. 汚職

概観

- 19.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)が国内治安について述べたところによれば「汚職は政府及び社会のあらゆるレベルで規模、範囲及び蔓延度共に顕著であった。現役大統領、副大統領、知事及び副知事に対する民事訴訟及び刑事訴訟の免責特権は憲法の定めるところである。」 [3a] (第 3 節) 2009 年 1 月に公表された 2008 年の出来事を扱う Human Rights 世界報告 2009 ナイジェリア編が同じ事項について述べたところによれば、

「2008 年に記録的な石油収入を獲得したにもかかわらず、ナイジェリア国民は政府内の汚職と不正管理によって保健医療及び教育を受ける権利をはく奪された...上記の問題の多くは前政権から引き継がれたものだが、Yar'Adua 政権はようやく発足した汚職防止活動を[様々な問題について]徐々に縮小した...National Assembly は汚職容疑の公聴会を開いたが、情報の公開法案を含む前向きな法令は可決されなかった。 [22c]

- 19.02 2009 年 1 月 16 日に公表された Freedom House の報告書、世界の自由 2009 ナイジェリア編によれば、

「政府は透明性の向上と契約及び調達規則の改正を含む収賄の軽減に向けた措置を講じてきたが、汚職は依然として深刻な問題である。2008 年、米国に拠点を置く契約相手 KBR の最高経営責任者は、1994 年から 2004 年の契約において 60 億米ドルを超える資金経路の役割を果たしていたことを認めた。2007 年には、Economic and Financial Crimes Commission の命令により前任知事 7 人が汚職容疑で告発された。しかし EFCC 委員長 Nuhu Ribadu は 2007 年 12 月に解雇され...2008 年 12 月にはナイジェリア警察隊からも正式に懲戒免職された。監視団員の多くはこれを、同氏の監督下で告発された被疑者の報復として行われた元 EFCC 委員長に対する嫌がらせだとみなした。」 [30]

- 19.03 2009 年 11 月 17 日に公表された 2009 年腐敗認識指数 (CPI) で、Transparency International はナイジェリアを世界 180 カ国中 130 位に指定し、CPI スコアを 2.5 とした(CPI スコアは実業家や各国アナリストが見た腐敗度の認識に関係し、10 (極めて透明)から 0 (極めて腐敗)の範囲である)。 [35]

偽造文書と文書の不正取得及び治安部隊、警察隊内の汚職に関して警察の小項も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

汚職根絶に向けた政府の努力

19.04 USSD 2008 人権報告書によれば、

「EFCC [Economic and Financial Crimes Commission] の汚職防止努力は徐々に下火になり、連邦政府、州政府及び地方自治体職員の告発についてはほとんど進歩がなかった。5月15日、Yar'Adua 大統領は Farida Waziri 元警察監察長官を EFCC の新委員長に任命した。Yar'Adua 政権はあらゆるレベルの汚職を根絶する公約を持続的に発表した。EFCC の調査には政治的動機に基づく部分があり、野党議員を槍玉に挙げる一方で、与党内部の行動には目をつぶっている上、適切な刑事訴訟手続きを遵守しない場合があったという批判的な意見が止まなかった。贈収賄罪は有罪が確定する場合でも、処罰は依然として不十分で抑止力の役割を果たさなかった。

「6月30日、EFCC は 195 億ナイラ(約 1 億 6600 万米ドル) の Aviation Intervention Fund に関する上院の調査結果を踏まえて元航空相 Femi Fani-Kayode と Babalola Borishade を逮捕した。2 人の元閣僚は偽証罪と契約価格を 650 万ナイラ(55,000 米ドル)に引き上げたことによる公金流用罪で告訴された。Fani-Kayode と Borishade はいずれも 7 月 10 日に保釈された。しかし EFCC は 12 月 22 日、贈収賄罪及び EFCC 不正資金浄化法違反の罪で Fani-Kayode を再逮捕し、Lagos 連邦高等裁判所は Lagos 州立 Ikoyi 刑務所での再拘留を命令した。同氏はその年の末まで拘禁された。両被告に対する審理はその年の末時点で係属中であった...EFCC はこの他にも外国企業からの収賄容疑で起訴された政府高官多数の調査を行った。2007 年 12 月、政府は総額 200 億ナイラ(1 億 3000 万米ドル)の電気通信契約 4 件に関連した 6 億 8700 万ナイラ(およそ 450 万米ドル)を超える連邦政府高官への贈賄容疑の調査結果が出るまで、Siemens Telecommunications との取引を留保し、供給契約を一旦中止した。また 2007 年 12 月には、EFCC は ガスパイプラインの建設契約成立に向けて Wilbros Group が支払った 7 億ナイラ(600 万米ドル)の贈賄事件

について多数の連邦政府高官を調査した。調査はその年の末時点でまだ続いていた。」 [3a] (第3節)

- 19.05 2009年10月27日のBBC News Online 報告『ナイジェリア政府、閣僚側近を投獄』の報じたところによれば、

「ナイジェリア政府与党の閣僚が贈収賄罪で禁固2年半の実刑判決を言い渡された。Olabode George は、港湾当局を管理していた時の契約価格の引き上げと5億ナイラ(3億500万ポンド)の公金濫用罪で告訴された...Georgeはナイジェリア政府高官の中で法の手が届かない人物の1人とみなされていた。Olusegun Obasanjo 前大統領の側近であった George の弁護士はBBCに対し、同氏の上诉の意向を伝えた...ナイジェリア国民は George の有罪判決が実現する可能性について疑問視している。」 [8r]

- 19.06 Nigeria First の2009年10月28日の記事『ナイジェリア: Yar'Adua 大統領が汚職防止機関の独立性を全面支持』の報道内容によれば、

「[大統領は]『汚職防止機関の財政的かつ道徳的独立性を今後も支援すると共に、いかなる有罪確定者も法に従って処罰する方針を徹底することで、汚職に対する魅力感を払拭する』と述べた。大統領はまた、撲滅に向けた努力の結束が不可欠であり、あらゆる面の国家生命をかけて闘うべきだと述べた上で、『今必要なことは、国民一人一人にその全行動について説明責任を負わせることであるため、国内の昨今の腐敗レベルから見て、他の利点は何であれ免責特権の条項残留を正当化すべきではないと補足した。』」 [79]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

20. 信教の自由

概観

20.01 2009年10月26日に公表された US State Department の2009年世界の宗教の自由報告書ナイジェリア編 (USSD 2009 宗教の自由報告書)が序論で述べたところによれば、

「宗教又は信条の変更並びに礼拝、説教、修練及び儀式を通じた宗教又は信条の表明と伝播を含む宗教の自由は憲法の定めるところである。北部12州では、ムスリムの民事及び刑事事件の裁定にはシャリア法裁判所が利用され、ムスリム以外に関係する事件の裁定には、慣習法及び慣習法が用いられる。

「実際のところ、政府は概ね宗教の自由を尊重したが、地方自治体職員は免責特権を利用して宗派間武力衝突を扇動した。

「キリスト教徒とムスリム間の武力衝突、緊張、敵対関係は、先住民/入植者法、雇用差別の実施及び資源をめぐる競争により状況が悪化した Middle Belt で特に多くなった。」 [3b]

20.02 2009年5月1日に公表された US Commission International の宗教の自由報告書2009 (USCIRF 報告書2009)によれば、

「引き続き宗教の自由侵害及び信徒による宗教間武力紛争に対するナイジェリア政府の対応は不十分であり効果がなかった。長年にわたるナイジェリア連邦政府及び州政府の不作为は免責の風土を生み出し、それが原因で数千人が命を失った。2009年3月から4月にかけて Commission はナイジェリアを訪問し、国内の宗教の自由について状況監査を行った。懸念事項には頻繁に発生する宗教の境界線に関わる地域及び派閥武力紛争、ナイジェリア北部州法へのシャリア(イスラム法)の導入刑法及びキリスト教徒及びムスリムの招集はコミュニティの差別などが挙げられた。このため、同 Commission は、宗教の自由侵害に対する寛容性、体系的、持続性及び甚大性についてナイジェリア政府を特に懸念される国つまり CPC に初めて指定するよう勧告した。」 [60] (p57)

20.03 2009年2月25日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)が国内治安について述べたところによ

れば「宗教の自由は憲法及び国内法の定めるところである。連邦政府は宗教の自由を概ね尊重したが、安全保障と治安に取り組む意図で宗教活動に制限が課される事例が複数見られた。[3a] (第2節 c)

宗教人口統計

20.04 USSD の宗教の自由に関する報告書 2009 によれば、

「一部の団体によれば、総人口に占める割合は、ムスリムが 50%、キリスト教徒が 40%及び土着宗教信徒が 10%と推定されるが、一般的推定では、イスラム教を実践する国民とキリスト教を実践する国民の割合はほぼ等しく、この割合にはキリスト教又はイスラム教に基づく土着宗教信徒の数がかなり含まれているとされる。イスラムの主流形態はスンニー派であるが、少数派のシーア派が台頭しつつある。キリスト教徒人口にはカトリック教徒、英国国教徒、バプティスト信者、メソジスト信者及び長老派教会員などがあり、ペンテコステ派を含む福音主義者や末日聖徒イエス・キリスト教会員(モルモン教徒)の人数が増えている。

「ハウサ・フラニ族及びカヌリ族が多数を占める北部地域はムスリムが主流である。しかし、北部地域には 50 年以上前から大きなキリスト教徒コミュニティがあり、ムスリムとの異宗教間婚姻が実施されている。連邦首都地域(FCT)を含む Middle Belt には多数のムスリムとキリスト教徒が居住する。ヨルバ族集団が多数を占める南西部では、キリスト教徒とムスリムの人数は同じくらいである。ほぼすべてのヨルバ族がキリスト教又はイスラム教のいずれかを実践する一方で、ヨルバ族の伝統的な宗教信仰も依然実践されている。南部州の民族集団はキリスト教徒が主流である。イボ族が多数を占める東部では、カトリック教徒、英国国教徒及びメソジスト信者が多数派であるが、イボ族の多くはキリスト教と併行して伝統儀式及び儀礼を遵守し続けている。産油地域で反政府勢力が暗躍するニジェール・デルタ地帯はオグニ族及びイジョ族が主流で、多数派宗教はキリスト教徒であり、推定では州民のおよそ 1%がイスラム教の支持者である。Ahmadiyya Movement の構成員は Lagos 州及び Abuja に多く見られる。 [3c] (第1節: 宗教人口統計)

民族集団も参照のこと。

法的権利

20.05 USSD 2008 人権報告書の述べたところでは、

「州政府及び地方自治体が宗教又は民族コミュニティに優遇措置を採用若しくは付与することは憲法の禁じるところであるが、主流派がキリスト教徒の州もムスリムの州も、住民の多数派が実践する信仰を優遇するのが一般的であった。キリスト教徒多数が主張したところによれば、**2000**年にシャリア法体系の刑法的視点が再導入かつ強化されたことや、州財源が依然としてモスク建設資金、**qadis** (シャリア法裁判所の判事)の養成及び北部**12**州のメッカ巡礼助成金の調達に使われていることで、イスラム教が事実上国教に採用される結果になったということである。また、**NGO Civil Liberties Organization (CLO)**も、宗教問題省の設立と**Zamfara** 州における伝道者委員会の創設は、イスラム教を国教に採用するようなものだ」と主張した。しかし、北部州を含む一部の州では、キリスト教徒のエルサレム巡礼や教会建設費の融資に資金が割当てられた。

[シャリア法も参照のこと。](#)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

政府の規制

20.06 USSD 2008 人権報告書によれば、

「政府は全般的に、宗教出版物の配布を禁止しなかったが、宗教関連情報の国営ラジオ及びテレビ局での放送禁止令を散発的に実施した。民間ラジオ局は定期的に宗教番組を放送している。

「シャリア法の管轄権拡大は、ムスリム以外の民事及び刑事訴訟には適用されなかったが、公立学校、医療機関及び公共交通機関での男女分離を初めとする、シャリア法特有の社会道徳観は、北部のムスリム以外の少数派にも影響を及ぼすことがあった。

「シャリア法が拡大された複数の州では、**Hisba** として周知の州政府系民間団体を介した法執行が認可された。これらの団体は逮捕権限を与えられることもあったが、主な職務は交通違反の取締りと市場での商業活動規制であった。**Hisbah** 団体はその年を通じて、**Zamfara** 州、**Niger** 州及び **Kano** 州で活動した。

「シャリア法を適用する州の大半は、ムスリム以外の飲酒は犯罪としなかったが、**Kano** 州は依然として酒類の販売及び公共の場での飲酒に厳しい罰金刑と禁固刑を規定する法を適用した。しかし、その年を通じて、ムスリム以外の州民が処罰された報告はなかった。禁酒令の実施に反して、**Kano** 州では一部のホテルのバー及びレストランに加え、非ムスリムが多数居住する **Kano** 州 **Sabon Gari** では飲酒が可能であった。しかし、その年を通じて、州知事と **Hisbah** は検問所を設置して酒類の輸送車を押収するやり方で、**Sabon Gari** へのアルコール輸入を徹底的に取締まった。伝えられるところによれば、**Hisbah Board** の法務部長は州全体に作用する権限を **Hisba** に付与するよう主張した。酒類の販売を認めるナイジェリア憲法を **Hisbah** の命令に優先させるよう対応した州もある。一部の北部州では、政府高官はアルコールの販売及び公共の場での飲酒を、国軍及び警察の兵営等の連邦政府施設に限定した。」 [3a] (第 2 節 c)

20.07 USSD 宗教の自由に関する報告書 2009 によれば、

「教会又はモスクの新設を計画するキリスト教徒及びムスリム集団は法により **Corporate Affairs Commission (CAC)** に登録しなければならない。伝えられるところによれば、**Bauchi** 州及び **Kano** 州では、州当局 はキリスト教教会の建設許可並びに既存教会の増築及び改修許可を却下したということである。キリスト教教会は代替措置として住宅許可を申請することもあった。政府高官は規制要件を無視した、若しくは他の区画法に違反した教会及びモスクを、閉鎖又は取壊し処分にした。」 [3b] (第 2 節)

宗派間武力衝突

20.08 USSD の宗教の自由に関する報告書 2009 によれば、

「政治紛争及び社会経済紛争は多くの場合国民を宗教の境界線に沿って分断し、その表象として宗教的象徴及び空間が標的にされたため、これに伴ってキリスト教徒とムスリムコミュニティ間の武力衝突はより頻繁に発生するようになった。**Middle Belt** で発生した激しい宗派間武力衝突によって、武力衝突に縁のなかった地域でも宗教集団間の緊張が高まった。

「宗教の違いは多くの場合、民族集団間の相異と一致し、それを悪化させた。乏しい資源の取り合いは、雇用慣行の差別を伴う生活水準の違いと相俟って、異なる民族宗教コミュニティ間の武力衝突の下地を作る。地方自治体職員は、

集団間の敵対意識を助長する触媒作用として宗教を利用し続けた。」

20.09 USCIRF 報告書 2009 によれば、

「2008 年 11 月、Plateau 州 Jos 市は数日間にわたって激しい宗派間武力衝突に見舞われた。この衝突で少なくとも数百人のムスリムとキリスト教徒が命を奪われた。一部の民間団体の推定によれば、死者は 3000 人近いということである。報告された死者数が最も少なかった Jos 市の数字も、国内で突発的に発生する単独の宗派・民族紛争による死者数がここ数年で著しく急増したことを示すものになっている。

「Jos 市は今回の武力衝突で深い痛手を負った。少なくとも 10,000 人を超える避難民が発生した。いくつもの教会、モスク、企業、車両及び民家が焼失し破壊された。その後数週間にわたって、大統領と Plateau 州知事の指示による武力衝突の調査が行われた。いずれの調査もまだ終了していない。しかし、ナイジェリア下院委員会による 2009 年 3 月の第 3 回調査の結論によれば、今回の武力衝突は — 絶対に避けられたもので、この差し迫った原因を作ったのは武力衝突を刺激し、地方議会選挙中に投票結果を改ざんすることを職務とする州政府と政党であった。同報告書では特に、予定された武力衝突について州治安部局から得た秘密情報に州政府が行動を起こさなかったことが明らかにされた。

「それから 3 カ月も経たない 2009 年 2 月、Bauchi 州でムスリムとキリスト教徒間の衝突が発生し、少なくとも 11 人が死亡した。ただし一部の報告では 20 人が死亡し、1500 人の避難民が発生したと伝えられた。又この衝突で、教会 14 軒、牧師館 8 軒、モスクが 1 軒、家屋と事務所合わせておよそ 150 軒が破壊された。伝えられるところによれば、この武力衝突の原因は、駐車場でのキリスト教徒とムスリム間の争い、州都で発生した 2 軒のモスク焼失事件の報復、及び 2008 年 11 月に Jos 市で発生した暴動で政府の夜間外出禁止令に抗議したイスラム教徒が複数射殺された事件の報復などである。さらに 2009 年 4 月には、伝えられるところによれば、中部 Niger 州のイースターを祝っていたキリスト教徒の行列をムスリムが襲撃するという事件が 2 つの町で別々に発生した。衝突はその後も続き、多くのキリスト教徒が負傷した他、少なくとも教会 2 軒とモスク 1 軒が焼失した。[60] (p57)

20.10 同報告書によれば、

「Bauchi 州 Jos 市で最近見られた宗派間紛争は、これまでの暴力事件で最も新しいもので、ナイジェリア中北部州のコミュニティに多くの死者、破壊事件及び恐怖の念を引き起こした。実際のところ、1999 年を境に、ムスリムとキリスト教徒間の宗派間攻撃及び報復行動において、不安を掻き立てる数 — 少なくとも 12,000 人 — のナイジェリア人が命を失った。最も激しい衝突は Kaduna 州(2000 年 2 月と 5 月及び 2002 年 11 月)、Plateau 州 Jos 市 (2001 年 9 月)、Kano 州と Plateau 州 Yelwa 市(2004 年 2 月から 5 月)で発生したもの他、デンマークの新聞に掲載された預言者 Muhammad の記事をめぐる論争がきっかけで勃発したナイジェリア北部及び南東部州の衝突(2006 年 2 月)が挙げられる(2006 年 2 月)。

「ナイジェリアの現状に関する委員会の再評価を助長し、[2009 年]3 月から 4 月にかけて監査訪問使節団を推進し、ナイジェリアを CPC に指定すべきだと初めて委員会に結論付けさせたのは、この宗派間暴力の持続性である。

「ナイジェリア政府は宗派間暴力に取り組む努力を、それがあってもほとんど何もしなかった。Bauchi 州 Jos 市で発生した多くの殺人その他の犯罪事件及び上で述べた他の事件の加害者の取調べ又は起訴に向けた真摯な努力は見られなかった。政府上層部が暴力に対する警告表示に留意しなかった具体的な事例や、連邦警察側が一度勃発した武力衝突には — たとえ再発した時でも — 実効的かつ適切に対応しなかった事例が報告された。

「国民議会は宗教暴力や宗教的不寛容の適正な調査及び解決を徹底する努力において、司法省又は National Human Rights Commission のいずれかを厳重に監視することを怠った。Human Rights Commission は故意にかつ実施効果において、宗教紛争に取り組むための調査及び大胆発言には不可欠な独立性を奪われている。又委員会は、十分な調査費用や手段がなく、委員は全員大統領の都合に合わせて奉仕している。」 [60] (ps57-57)

Boko Haram

20.11 Boko Haram は Muhammad Yusuf と名乗るイスラム教伝道師によって 2002 年に結成された。Yusuf は 1970 年 1 月 29 日に Yobe 州で生まれた。同氏は 4 人の妻と 12 人の子供を持ち、3000 人の使徒を持つと言われている(This Day、『ナイジェリア: トラブルメーカーの横顔』2009 年 8 月 2 日) [43f]。高学歴の持ち主でかなり裕福だということである(BBC News Online、『得体のしれないナイジェリアの『タリバン』』2009 年 7 月 31 日) [80]。Yusuf は西側文化の

有害な影響とみなすものを否定する教えを説き続けており、西側の教育と科学を非難してきた。同氏が掲げる主な目的は、現ナイジェリア政府を、アフガニスタンでタリバンが実施する体制と同様の、シャリア法の厳格な解釈に基づくイスラム体制と交代させることである。2009 年 7 月 31 日の Radio Free Europe/Radio Liberty の記事『『ナイジェリアのタリバン』指導者 が警察の拘禁中に死亡』は Boko Haram を以下のように説明した。

「この宗派はアフガニスタンのタリバンを見本にした面があった – 過激派的戦術を利用してシャリア法の独自の解釈を国内全土に押し付けようとしたことから『ナイジェリアのタリバン』と呼ばれることがある。ナイジェリアのムスリム指導者及び信者の多くは Boko Haram の好戦的思想をイスラムの平和な教えを捻じ曲げたものとして拒絶した。Boko Haram が Al-Qaeda やアフガニスタンのタリバンと関係があったことを証明する最終的な証拠は公表されていない。[67]

20.12 Muhammed Yusuf の支持者には、大学の講師や学生の他、非識字者や若年失業者がいると言われている。支持者達は髭を長く伸ばし、赤又は黒のスカーフを身に付け、西側製品の使用を拒絶した。この宗派はイスラム教の厳格な解釈を取入れており、これに同意しない者はすべて異端者とみなされた。これにはキリスト教徒だけでなく、スンニー派イスラム教の穏健学派 Maliki の支持者も含まれた(Reuters、『ナイジェリアの北部のイスラム教派を探る質疑応答』、2009 年 7 月 30 日) [68a].

20.13 Boko Haram に対する支援不足(『ナイジェリアで発生した衝突で 700 人を超える死者、Red Cross)について解説した 2009 年 8 月 2 日の Reuters AlertNet 報告書によれば、「 Boko Haram の考え方は、亜サハラ最大の規模を誇るナイジェリアのムスリムにはほとんど支持されていない。ムスリムの傘下団体 Jama'atu Nasril Islam は、今回の蜂起を厳しく非難し、治安部隊への応援を呼び掛けた。」 [68b]

20.14 Murtalal Muhibbu-Din 教授 (Lagos 州立大学宗教学部長)は Inter Press News Service の 2009 年 8 月 2 日の記事『ナイジェリアの宗教：宗派間武力衝突を助長する貧困と欲求不満』の中で、 Boko Haram の反乱の陰にある根本的理由について以下のように説明した。

「構成員は不満を抱えた者達で、基本的な生活必需品を供給しないことについて、現政府と対峙する手段を探しているだけである。国内に溢れる若年失業者

を結集するのは容易なことである。こうした若年者が言うところの闘う相手つまり西側の教育や西側の価値観等は、政府への憤懣を発散させるただの煙幕に過ぎない。政府機関とみなす警察署を攻撃目標にするのはこのためである。」

[69]

20.15 『 Foreign Policy magazine』への投稿記事(2009 年 8 月 7 日)の中で New York 州立大学の史学研究教授 Jean Herskovits が述べたところによれば、「10 年間にわたる仮想民主主義はナイジェリアに貧困の悪化とあらゆる種類の搾取を生み出した。教育制度の崩壊により十分な教育を受けられなかった若年層は失業者になるためだけに『卒業』することもある。生活水準が低下し欲求不満が募る中、怒れる若年層にその怒りをぶつける何らかの機会を与え、その時には抗議手段としていつでも撃てる銃を取るよう説得することはいとも簡単なことである。」(Relief Web から入手した記事) [70]

20.16 2009 年 8 月 4 日に Catholic Information Service for Africa に掲載された『ナイジェリア: Boko Haram による混乱で崩壊した 11 の教会』によれば、信頼できる複数の情報筋は、Boko Haram は敵対相手を政府だけだと主張したが、Maiduguri のキリスト教少数派も標的にしたと主張した。伝えられるところによると、2006 年 2 月の宗教暴動で破壊され最近再建されたばかりの St Michael Railway カトリック教会を含む 11 の教会が大々的に破壊された。 [71]

20.17 さらに不安を煽る事件が報道され、それによると、Boko Haram の信者は Maiduguri 市でキリスト教牧師多数を殺害した。被害者には ナイジェリアの Church of Christ の Sabo Yakubu 牧師が含まれ、そのえぐり取られた心臓の写真が何枚も掲載された(Christian Solidarity Worldwide、『ナイジェリア: Boko Haram の破壊的暴力で死ぬまで切り刻まれた牧師を目の当たりにさせられた 13 歳の子供』2009 年 8 月 5 日) [72a]。又伝えられるところによれば、George Orji 牧師が Boko Haram の捕虜収容施設で拘束中に首をはねられた他、Jajere National Evangelical Mission の廃墟では Elijah の黒こげ死体が発見された。(Christian Solidarity Worldwide、『ナイジェリア: Boko Haram の虐殺に対する国際社会の無関心を嘆くキリスト教徒』、2009 年 8 月 6 日) [72b]

最近の展開 及び 民族集団 も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

伝統宗教と儀式殺人

- 20.18 人柱を含む儀式殺人の普及と政府当局の対応に関する 2005 年 7 月 22 日付けの出身国情報の情報要請に対し Immigration and Refugee Board (IRB) of Canada の Research Directorate はある回答を公表した。助言を依頼された Franklin and Marshall College (米国ペンシルバニア州)人類学部の準教授と学部長が述べたところによれば、

「英領時代の遺物である儀式殺人は、実際にはナイジェリア法の下に訴追し得る違法区分に分類される。この殺人は儀式目的の殺人(その典型例が人柱である)を意味する...儀式殺人は、魔術目的での殺人及び人体部位の使用に関係するあらゆる不法行為[犯罪]を網羅するが、人柱の場合は神をなだめるための殺人が目的である。生贄は宗教実践の重要部分のようであり、ある面では『儀式殺人』を網羅する目的より威厳を与えられる。」 [38c]

同教授が補足したところでは、儀式殺人の被害者になる可能性はだれにでもあるが、高齢者は少年少女や女性に比べて生贄にする価値が低いとみなされている。 [38c]

- 20.19 儀式殺人の調査におけるナイジェリア当局の実効性について同教授が述べたところによれば、

「逮捕事例はこれまでほとんどなかったーがマスコミ報道では派手に取上げられた。しかし、『Otokoto saga』では複数の要人が逮捕され、処刑された事例もあった。これまでに公表された報告書によれば、他にも逮捕に至った事例がいくつか確認された。しかし、儀式殺人の思想は依然なくなり、依人々に恐怖を与えている。これは主として、警察も裁判所も富裕層の殺人者に選出されたと考えられているためである。」 [38c]

- 20.20 IRB Research Directorate は Cornell University (米国)の Africana Studies and Research Centre の教授にも助言を求めた。同氏の説明によれば、「人柱はコミュニティへの正式な参加を含意する。一方、儀式殺人は個人的行為で、多くの場合シャーマン又は呪術師に相談した上で行うか、若しくはそれらが参加する形で行われ、個人に神の恩恵を招き入れることを目的とする。」 [38c]

- 20.21 2000 年 2 月、IRB Research Directorate は Lagos 州を拠点とする弁護士及び

NGO の Constitutional Rights Project の代表にも助言を求めた。その説明によると、「儀式殺人は特殊集団に伴うものとは限らない...儀式殺人は主として古くからこれに携わってきた『伝統医』が、たいていは伝統的なカルト的実践法を用いて実行する。これは現在のカルトとは一切関係ない...儀式殺人の実行者は自身の利益のために活動する個人である。 [38c]

20.22 2005 年に Earthward が公表した Leo Igwe の報告書『 ナイジェリアにおける儀式殺人と擬似科学』で補足されたところによれば、

「一般的に、ナイジェリアでは儀式殺人はごく普通の慣習である。毎年数百人ものナイジェリア人が首狩りとして周知の儀式殺人に命を奪われている。この首狩り族 [原文通り] は生贄又は魔除けの供え物一式[原文通り]の準備を要求する呪術者、祓魔師及び伝統医の命令で人体部位 – 頭部、胸部、舌、性器 – を探しまわる。最近になって、ナイジェリアの儀式主義者による誘拐、殺人又人体切断事件の報告が複数確認された...そして現在問われるのは、この 21 世紀の世の中でナイジェリア人がこのような血なまぐさい、残忍かつ野蛮な行為を続ける理由である。自身[Igwe 族]の場合は、3 つの理由が挙げられる。

「1. 宗教的理由：ナイジェリア人は宗教に根差した社会である。ナイジェリア人は大多数が超自然的実体の存在を信じており、この超自然的実体は儀式行為と生贄を介して影響を与えることができると信じている。儀式の実践は伝統的宗教慣行及び遵守の一環である。ナイジェリア人は神の怒りをなだめ、超自然的恩恵を求め、災いを排除するために儀式を行う。多くは、儀式を怠った場合に起こる霊的悪影響を恐れる。つまり、ナイジェリアにおける儀礼的殺人の根本には宗教、有神論、超自然主義及びおカルト主義が存在するのである。

“2. 迷信：ナイジェリアは、今も多くの信仰が不条理、定説、神話伝承及び魔術思想で伝えられる社会である。ナイジェリアでは、霊魂、魔祓い、護符及び魔術の信仰が広く普及し、各地で実践されている。ナイジェリア人は人の頭、胸部、眼球及び性器で作られる魔除けの供え物 [原文通り] によって、政治的及び財政的幸運が高められると信じている。また、魔除け、護符及びお守りは事業の失敗、疾病、自己及び悪霊の攻撃から身を守ってくれるものと信じている。実際のところ儀式の実践は悪霊に対する防御行為として認識されている。

“3. 貧困:ナイジェリアでは金儲け目的の殺人[に]手を染める事件が頻繁に発生する。基本的理性、科学或いは常識[原文通り]に欠ける通念だが、ナイジェリア人の間には、人間の血液又は体の一部を使って行う特殊な儀式は金儲けの手

段になり得るという通念がある。

「例えば、儀式の実践によって富を得たナイジェリア国民の事例はこれまで 1 件も証明されたことがない。それでも『儀式は商売』又は『血は金』の通念は人々の間に根強く流れていて、メディアや映画業界によく登場する。多くの場合、一般に聞かれることはいい加減な知識と噂に基づく作り話か憶測である。例えば、外国人から金をだまし取る詐欺師などの怪しげで不審な手段で金を稼ぐナイジェリア人は、親、妻子その他の近親者の血や体の一部を利用して儀式で金を稼ぐと言われている。このように、ナイジェリア人を儀式のための同胞殺人に走らせているのは、知識の欠如、貧困、絶望、純朴性そして非合理主義である。」 [36]

20.23 Norwegian Landinfo (Norwegian Country of Origin Information Centre) の 2006 年度事実調査使節団ナイジェリア報告書で補足された内容によれば、

「ナイジェリア人が[ノルウェーで]提示する庇護申請には、申請者が超自然的な力を使うと言って脅迫する人間や集団、つまり**祓魔術師**[原文は斜体]による迫害を恐れているという記載がある。これはアフリカの精霊信仰宗教の土台とも言えるあらゆる宗教的慣行について話す時にナイジェリア人の英語でよく聞かれる言葉である。かかる慣行はキリスト教徒にもムスリムにも属さないが、宗教慣行が必然的にシンクレティックとみなされるキリスト教徒やムスリムの信仰生活や宗教的見方に多大な影響を与える少数派ナイジェリア人の間で盛んに行われている。更に重要なことは、伝統宗教に関連する儀式や儀礼に自らの意思で参加しないキリスト教徒及びムスリムのナイジェリア人も、超自然的な力を生活の中で考慮されるべき真の影響力だとみなしている点である。超自然的な力を(計画的に)操る他人の犠牲になることに対する恐怖は広く浸透している。Dayo Olutayo 司祭が言うように、『他人から狙われていると疑心暗鬼になる人や成功しないのは他人の邪悪な意思が働いたからだと考える人が多い。』また Olutayo 司祭 が強調したように、自分の問題がうまく片付かない言い訳として、だれかが魔術を使ったからだとは非難することも珍しいことではない。」 [40b] (p18)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

21. 民族集団

概観

21.01 ナイジェリアでは民族性と宗教は緊密に結びついており、集団間の相異は多くの場合民族・宗教系統に従って分類される。従って、この派閥は上記の宗教集団の派閥を踏まえた上で理解されるべきである。

21.02 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)が上記の点について述べたところによれば「宗教の違いは、宗教だけでなく多くの場合民族的相異も映し出し、これにより 2008 年を通じて多数の国民が命を奪われ避難を余儀なくされる結果になった。」 [3a] (第 5 節)

21.03 同報告書の続きによれば、

「ナイジェリア国民は民族的に多様であり、250 を超える集団で構成される。その多くは特定地域に集中しており、それぞれ異なる言語を母国語とする。多数派の民族集団はなく、全人口のおよそ半分を主要 3 大民族 -- ハウサ族、イボ族及びヨルバ族 -- が構成する。民族集団の構成員による民族差別は広い範囲で行われており、その実証例としては、民間部門の雇用形態や都市部の近隣住民間の事実上の民族的分離、さらに異なる民族及び宗教間の低い婚姻率などが挙げられる。一部の民族集団間では古くから緊張状態が続いていた。」 [3a] (第 5 節)

21.04 Maps of World のウェブサイト (2008 年 7 月閲覧)によれば、

「ナイジェリアの部族は多様で、およそ 371 の集団で構成される。ナイジェリア部族民のうち、民族性の地位を達成したのは 3 部族だけである。残りの部族は少数派民族集団 [群]である。各集団は独自の方法で異なるナイジェリア文化を継承している。ナイジェリア[の] 主要部族はハウサ族、フラニ族、ヨルバ族及びイボ族である...ハウサ・フラニ族はナイジェリア北部に居住するのに対し、ヨルバ族とイボ族はそれぞれナイジェリア南西部と南東部[に]居住する。

「ハウサ・フラニ族はハウサ族とフラニ族の混血種である。ハウサ族はスーダン人の血を受け継いでいる...主要 [原文通り]民族はイスラム教の信奉者であ

る。ハウサ族はイスラム法を実施[原文通り]する....イボ族はナイジェリア第 2 の規模を誇る部族集団であり、複数の下位民族集団で構成される。起源は不明で、多くはニジェール渓谷の森林地域に居住する。イボ族はイボ族の理想郷とみなされる **Nri** コミュニティを主張する。

「ヨルバ族はナイジェリア第 3 の民族集団である。ヨルバ族は 1 つの[原文通り] 統一民族集団でナイジェリアの **Ife** 町に居住する。ヨルバ族は地上と子孫を創成した **Oduduwa** を父祖と信じている。

「上記 3 集団はナイジェリア人口全体の 57% を構成する。他の集団は少数派民族集団である[原文通り]。他の民族集団には **Nupe** 族、**Kanuri** 族、**Tiv** 族、**Abayon** 族、**Awori** 族、**Bali** 族、**Bele** 族、**Chamo** 族、**Diba** 族、**Ouguri** 族、**Ekoi** 族、**Gira** 族、**Gudu** 族などがある。この多様な部族集団はそれぞれ異なる言語と文化を受け継いでおり、それを維持することに誇りを持っている。」 [14]

社会差別

21.05 USSD 2008 人権報告書によれば、

「民族集団の多くは政府の代表枠が不十分であることに不満を抱いていた。

「政府による民族差別は法の禁じるところであるが、イボ族を含む南部の集団は引き続き、社会からの周縁化を申立てた。特に、ニジェール・デルタの民族集団は石油関連機関及び委員会並びに治安部隊の上級職枠を要求している。政府が『国柄』を持つこと、すなわち内閣その他の高い地位を国内 36 州の各代表者に分配することは憲法の定めるところである。伝統的關係が利用され、要職その他の支援について所属する民族集団を優遇する圧力が個々の政府高官に負わされる事例が引き続き見られた... すべての人民は国内どこでも居住する権利があるが、州政府及び地方自治体は、その地域の先住民でないと断定された民族集団に所属する個人を頻繁に差別し、場合によってはその個人を、個人的結びつきがなくても所属する民族集団の出自地域に強制送還することもあった。政府はまた、ブルドーザー、こん棒やトーチによる脅迫行為さらに雇用や人員整理における差別行為を通して用いて非先住民を強制退去させたこともあった。居住が許される場合でも、こうした個人は奨学金の拒否、行政事務、警察及び国軍などの雇用からの疎外等の差別に遭遇した。」

「Plateau 州では、ムスリムが多数を占めるハウサ族とフラニ族は非先住民と

みなされており、国の奨学金制度及び政府の代表枠の拒否等の差別行為が申立てられた。

「民族集団は産油地域ニジェール・デルタの環境劣化とそこに居住する民族集団に対する政府の無関心を訴えた。民族集団はデルタ地帯における経済搾取と祖国の環境破壊、並びに政府幹部や国軍との対峙を伴う相次ぐ民族紛争を悲しむ気持ちを訴え続けた。」 [3a] (第 5 節)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

民族間の武力衝突

21.06 USSD 2008 人権報告書によれば、

「信仰の相異は多くの場合、地域、民族部族及び職業上の相異を反映するものである。例えば、**Middle Belt** の多くの地域ではムスリムのフラニ族は遊牧民であるのに対し、ムスリムのハウサ族及びキリスト教徒のイボ族多数派その他の民族集団は農民若しくは都市労働者である。従って、民族間競争、地域間競争、経済競争及び土地利用競争は、対立集団間の宗教の違いに関連して発生することが多い。一部の地域ではキリスト教徒とムスリム間の宗教間の緊張が依然として続いており、社会経済紛争又は政治紛争が発生するたびに住民は宗教の境界線に沿って分断された.... 民族・宗教間武力衝突は、国内全土で数千人に及ぶ国民が命を奪われ非難を余儀なくされる結果をもたらした。 [3a] (第 2 節 c)

21.07 同報告書の続きによれば、

「**Delta 州 Warri** における民族間闘争は **2004 年**の停戦以後、徐々に下火になった。

「他の地域でも民族間紛争により、数千人もの避難民が発生した。例えば、**10 月 2 日**には、**Ebonyi 州知事 Martin Elechi** は **1 カ月半前**に **Ezza-Ezillo** コミュニティを 近隣村落の **Egu-Echara** に緊急移転せたと発表した。同州知事はまた、夜間早朝外出禁止令の発令を宣言し、数カ月に及ぶ武力衝突後の正常状態の回復に向けて国軍の協力を仰いだ。この緊張は **5 月 10 日**に発生し、地元の売却地管理をめぐる衝突により、家屋およそ **200 棟**が破壊された。**11 月 27 日**、**Jos 市内**で起こった民族宗教紛争で、市民数百人が死亡した他、数千人が避難を余儀なくされ、食糧、水その他の必需品の配給が散発的な仮設キャンプに移

動した。避難民の多くはその年の末までにキャンプを引き揚げ自宅に戻った。」

[3a] (第 5 節)

信教の自由、宗派間武力衝突の小項を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

22. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者

法的権利

22.01 International Lesbian and Gay Association の 2009 年 5 月付け報告書『国家的ホモフォビア(同性愛嫌悪)』・同意に基づく成人同士の性行為を禁じる法律に関する国際調査によれば、男性の同性愛関係は違法であったが、女性の同性愛関係は合法化されていた(ただし、シャリア法を適用する一部の地域では女性間の同性愛関係も違法であった)。[23] 2006 年 7 月に更新された Amnesty International の報告書、性的少数者と法律：世界調査によれば、男性間の同性愛関係は違法であり、14 年以下の禁固刑の対象になる。また同報告書によれば、女性同士の同性愛は法の中では言及されなかったが、性同一性障害者については、「データも法的状況もわからなかった」。 [12k] (p9)

22.02 ILGA Report 2009 は、ナイジェリア連邦法 1990 の刑法典第 77 章から、同性愛に関する詳細条項を提供した。それによれば、

「第 214 節『以下に該当するすべての者、すなわち、

(1) 自然の理に反する人間同士の性交を行う者又は

(2) 動物と性交を行う者又は

(3) 男性に自然の理に反する男性又は女性との性交を許可する者

は、重罪犯であり、禁固 14 年を科刑される。

「第 215 節『前節に定める犯罪のいずれかを策謀するすべての者は、重罪犯であり、禁固 7 年を科刑される。』

『第 217 節『公的又は私的の別に関係なく、他の男性と猥褻行為を行う男性、若しくはこの男性と猥褻行為を行う男性を調達する男性、又は公的又は私的の別を問わず、男性同士のかかる行為を行う男性を調達しようと策謀する男性はいかなる者も重罪犯であり、禁固 3 年を科刑される。逮捕令状がない場合は犯罪者を逮捕してはならない。』』 [23]

22.03 同報告書で補足されたところによれば、

「ナイジェリア北部州がイスラムシャリア法を採択し、同性者間の性行為を犯